

電話 082-504-2083 (直通)

ウ 提出方法

申請書は、前記イの場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用した入札書の送信により提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）することができる。

イ 入札書の提出期間等

(7) 電子入札システムによる場合の提出期間

a 初度入札

平成29年2月15日（水）の午前8時30分から午後5時まで及び同月16日（木）の午前8時30分から午後3時まで

b 再度入札を実施する場合

初度入札に係る開札の終了時から平成29年2月20日（月）正午まで

(4) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 前記(7)に同じ。

b 提出場所 前記(1)イに同じ。

(7) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から平成29年2月16日（木）午後3時まで（必着）

b 提出先 前記(1)イに同じ。

(6) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

(7) 入札回数

入札回数は、2回限りとする。

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月17日（金）午前10時（再度入札を実施する場合は、電子入札システムによる再入札通知書（初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者については、ファクシミリによる再入札通知書）により、再度入札に係る開札の日時を通知する。）

イ 場所

広島市南区宇品東四丁目2番27号

広島市旭町水資源再生センター3階会議室

4 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本

件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 調査基準価格の有無

有

(3) 報告書等の提出

落札者となるべき者で、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画（以下「報告書等」という。）を作成し、入札説明書に定める提出期間、場所及び方法により報告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

なお、落札者となるべき者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、原則として電子入札システムによる保留通知書（初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者は、原則としてファクシミリによる保留通知書）により通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第2条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（5パーセント）の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記2に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を平成29年2月10日（金）までに前記3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平

成 7 年広島市規則第 1 3 2 号) 第 7 条第 5 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第 3 1 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 予算の成立及び契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は平成 2 9 年 4 月 1 日とする。

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
前記 2 (2) の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記 3) により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Sludge cake process No.3 (cement production) at Asahi-machi Water Resources Reclamation Center:
2,712 tons
- (2) Contract period:
From April 1, 2017 through March 31, 2018
- (3) Fulfillment place:
Hiroshima City Asahi-machi Water Resources Reclamation Center
2-27 Ujina-higashi 4-choume, Minami-ku, Hiroshima City
- (4) Time limit for tender submission:
3:00 PM, Thursday, February 16, 2017
- (5) Contact information for the notice:
Asahi-machi Water Resources Reclamation Center, Management Department,
Sewerage Bureau,
The City of Hiroshima
2-27 Ujina-higashi 4-choume, Minami-ku, Hiroshima City 734-0003 Japan
TEL 082-255-4940

入札公告

平成 2 9 年 1 月 6 日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 調達内容

- (1) 調達サービス及び数量
西部水資源再生センター脱水ケーキ処理業務 (セメント化) [単価契約]
脱水ケーキ処理予定数量 2, 1 2 0 トン
 - (2) 履行の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
 - (4) 予定価格
落札決定後に公表
 - (5) 調査基準価格
落札決定後に公表
 - (6) 履行場所
広島市西部水資源再生センター
広島市西区扇一丁目 1 番 1 号
 - (7) 入札方法
ア 入札金額は、脱水ケーキ 1 トン当たりの処理単価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (8) 入札区分
本件業務は、広島市電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を持参又は郵送 (配達証明付書留郵便) し、入札することができる。
なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。
- 2 競争入札参加資格
- 入札に参加できる者の形態は、単体企業又は共同企業体とし、次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員が次の (1) から (5) までに掲げる資格を全て満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則 (以下「規則」という。) 第 2 条の規定に該当しない者であるこ

と。

(2) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-12 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 本件業務の入札に参加する者は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(6) 次に掲げる事項を証明した者であること。

ア 単体企業の場合

(ア) 西部水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）を収集し、セメント原料として中間処理を行う施設まで運搬することに必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

(イ) 西部水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）をセメント原料の一部に用いることに必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者で、かつ、当該中間処理に係る施設の処理能力が60トン/日以上のものであること。

(ロ) 平成13年4月1日以降に元請負人として履行が完了した年間の汚泥のセメント化処理量が1,100トン以上の業務の履行実績を有する者であること。

イ 共同企業体の場合

(ア) 共同企業体は、収集運搬業務を分担する構成員1社と処分業務を分担する構成員1社から構成されること。

(イ) 収集運搬業務を分担する構成員は、西部水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）を収集し、セメント原料として中間処理を行う施設まで運搬することに必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

(ロ) 処分業務を分担する構成員は、西部水資源再生センターから発生する脱水汚泥（有機性汚泥）をセメント原料の一部に用いることに必要となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者で、かつ、当該中間処理に係る施設の処理能力が60トン/日以上のものであること。

(ハ) 処分業務を分担する構成員は、平成13年4月1日以降に元請負人として履行が完了した年間の汚泥のセメ

ント化処理量が1,100トン以上の業務の履行実績を有する者であること。

(7) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリ検索 入札・見積り情報」→「委託 一般競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成29年2月16日（木）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒733-0831
広島市西区扇一丁目1番1号
広島市下水道局管理部西部水資源再生センター
電話 082-277-8481（直通）

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先
前記(1)イに同じ。

(4) 共同企業体登録番号交付申請書の提出

入札に参加を希望する共同企業体は、次により、共同企業体登録番号交付申請書を提出すること。
なお、申請に基づき交付された共同企業体登録番号（業者コード）を用いて、入札参加申請及び入札の手続を行うこと。

ア 提出期間

入札公告の日から平成29年2月3日（金）まで

イ 提出場所

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局契約部物品契約課
電話 082-504-2083（直通）

ウ 提出方法

申請書は、前記イの場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用した入札書の送信により提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）することができる。

イ 入札書の提出期間等

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

a 初度入札

平成29年2月15日（水）の午前8時30分から

午後5時まで及び同月16日(木)の午前8時30分から午後3時まで

b 再度入札を実施する場合

初度入札に係る開札の終了時から平成29年2月20日(月)正午まで

(f) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 前記(f)に同じ。

b 提出場所 前記(1)イに同じ。

(g) 郵送(配達証明付書留郵便)による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から平成29年2月16日(木)午後3時まで(必着)

b 提出先 前記(1)イに同じ。

(6) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

(7) 入札回数

入札回数は、2回限りとする。

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月17日(金)午後3時(再度入札を実施する場合は、電子入札システムによる再入札通知書(初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者については、ファクシミリによる再入札通知書)により、再度入札に係る開札の日時を通知する。)

イ 場所

広島市西区扇一丁目1番1号

広島市西部水資源再生センター2階会議室

4 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 調査基準価格の有無

有

(3) 報告書等の提出

落札者となるべき者で、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画(以下「報告書等」という。)を作成し、入札説明書に定める提出期間、場所及び方法により報

告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

なお、落札者となるべき者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、原則として電子入札システムによる保留通知書(初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者については、原則としてファクシミリによる保留通知書)により通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第2条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額(5パーセント)の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記2に掲げる事項について証明する書類(以下「資格確認申請書等」という。)を平成29年2月10日(金)までに前記3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札(外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。)

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年広島市規則第132号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合な

ど、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 予算の成立及び契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は平成29年4月1日とする。

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Sludge cake process (cement production) at Seibu Water Resources Reclamation Center: 2,120 tons

(2) Contract period:

From April 1, 2017 through March 31, 2018

(3) Fulfillment place:

Hiroshima City Seibu Water Resources Reclamation Center

1-1 Ogi 1-choume, Nishi-ku,

Hiroshima City

(4) Time limit for tender submission:

3:00 PM, Thursday, February 16, 2017

(5) Contact information for the notice:

Seibu Water Resources Reclamation Center, Management Department,

Sewerage Bureau,

The City of Hiroshima

1-1 Ogi 1-choume, Nishi-ku,

Hiroshima City 733-0831 Japan

TEL 082-277-8481

入札公告

平成29年1月6日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 調達内容

(1) 調達サービス及び数量

安佐南区総合福祉センター清掃業務 一式

(2) 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成33年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 予定価格

落札決定後に公表

(6) 調査基準価格

落札決定後に公表

(7) 履行場所

安佐南区総合福祉センター

広島市安佐南区中須一丁目38番13号

(8) 入札方法

ア 入札金額は、4年間(履行期間)の総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者の決定は、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る書類(以下「提案書等」という。)を入札書と同時に提出すること。

(9) 入札区分

本件業務に係る入札は、広島市電子入札システムを利用しない紙面による入札とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「51 建築物清掃」に登録されている者で、特定調達契約に係る等級区分において「B」に格付けされているもの又は平成28年度に本件業務の履行の実績を有するものであること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること(ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。)

(5) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (6) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 安佐南区総合福祉センター清掃業務総合評価審査委員会の委員又は学識経験者
 - イ 前記アの委員又は学識経験者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(7) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「委託 一般競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成29年2月16日(木)までの日(広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒731-0194

広島市安佐南区中須一丁目3番13号

広島市安佐南区役所厚生部生活課

電話 082-831-4939 (直通)

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページ(前記(1)に記載のとおり。)からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

前記(1)イに同じ。

(4) 入札書及び提案書等の提出方法

ア 紙による入札書及び提案書等を持参又は郵送(配達証明付書留郵便)により提出すること。

イ 入札書及び提案書等の提出期間等

(ア) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間

(a) 初度入札

平成29年2月15日(水)の午前8時30分から午後5時まで及び同月16日(木)の午前8時30分から午後3時まで

(b) 再度入札を実施する場合

初度入札に係る開札の終了時から平成29年2月20日(月)正午まで

b 提出場所

前記(1)イに同じ。

(イ) 郵送(配達証明付書留郵便)による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から平成29年2月16日(木)午後3時まで(必着)

b 提出先 前記(1)イに同じ。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は、2回限りとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月17日(金)午前10時(再度入札を実施する場合は、ファクシミリによる再入札通知書により、再度入札に係る開札の日時を通知する。)

イ 場所

広島市安佐南区古市一丁目3番14号

広島市安佐南区役所庁舎2階入札室

4 総合評価に関する事項(落札者決定基準)

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、安佐南区総合福祉センター清掃業務総合評価審査委員会において、「価格」及び「価格以外の要素」(後記(3)に掲げる評価項目をいう。)について、後記(2)の「総合評価の方法」によって審査の上、採点し、規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で得られた総合的な得点の最も高い者を落札者とする。

ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、後記(2)ウにより得られた総合的な得点の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 価格の得点は、次の式により算定して得た値とする。

(ア) 入札金額が調査基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = 55 \times \text{調査基準価格} / \text{入札金額}$$

(イ) 入札金額が調査基準価格未満の場合

前記(ア)の計算の最高点である55点(入札金額と調査基準価格が同額の場合)に、調査基準価格を下回る金額に比例して2点を上限として加点する(加点は次の式により計算する。)

$$2 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札金額}) / \text{調査基準価格}$$

なお、(ア)及び(イ)について、小数点第3位以下の端数は切捨てとする。

イ 価格以外の要素の得点は、後記(3)の評価項目ごとに、提案書等の入札参加者に求めた提出書類を基に、入札説明書の落札者決定基準に従って審査して得点を与える。

また、審査の過程において、ヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細(実施時期、場所等)については、別途、入札参加者に対して通知を行う。

ウ 前記ア及びイの得点の合計を価格と価格以外の要素の総合的な得点とする。

(3) 評価項目

ア 価格以外の要素の評価項目について、その概要は、次のとおりであり、評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書の落札者決定基準による。

(7) 技術的評価

- a 業務実績評価
- b 実施体制等評価
- c 自主検査体制評価

(イ) 社会的評価

- a 障害者就労支援評価
- b 環境施策評価
- c 子育て支援施策評価
- d 男女共同参画評価
- e 消防団活動評価
- f 高齢者の就労支援評価

イ 前記アに掲げる評価項目は、評価に応じて配点される。

(4) 得点配分

ア 価格：57点 価格以外の要素：57点

総合評価の合計：114点

イ 前記(3)アに掲げる各評価項目の得点配分は、入札説明書の「Ⅲ 落札者決定基準」による。

(5) 調査基準価格の有無

有

(6) 報告書等の提出

調査基準価格を下回る価格で入札した者は、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画（以下「報告書等」という。）を作成し、入札説明書に定める提出期間、場所及び方法により報告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

なお、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、原則としてファクシミリによる保留通知書により通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第2条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（年額相当額の5パーセント）の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記2に掲げる事項について説明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を平成29年2月8日（水）までに前記3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。また、本市は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
前記2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Cleaning service at Asaminami Ward General Welfare Center

(2) Fulfillment period:

From the April 1, 2017 through March 31, 2021

(3) Fulfillment place:

Asaminami Ward General Welfare Center

38-13 Nakasu 1-chome, Asaminami-ku,
Hiroshima City

(4) Time limit for tender submission:
3:00 PM, Thursday, February 16, 2017

(5) Contact information for the notice:
Family and Health Services Division,
Asaminami Ward General Welfare Center
The City of Hiroshima
38-13 Nakasu 1-chome, Asaminami-ku,
Hiroshima City 731-0194 Japan
TEL 082-831-4939

入札公告

平成29年1月6日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 調達内容

(1) 件名

広島市立広島工業高等学校5軸制御立型マシニングセン
タ機器等の賃貸借

(2) 借入れの内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成36年7月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

平成29年8月1日から平成36年7月31日まで

(5) 予定価格(月額単価)

930,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(6) 借入れ場所

広島市立広島工業高等学校
広島市南区東本浦町1番18号

(7) 入札方法

ア 入札金額は、月額単価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金
額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分
の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札区分

本件は、広島市電子入札システム(以下「電子入札システ
ム」という。)を利用して行う電子入札対象案件である。た
だし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定
める方法により、所定の入札書を持参又は郵送(配達証明付
書留郵便)し、入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市
電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に
従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以
下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であるこ
と。

(2) 広島市競争入札参加資格「平成29・30・31年」の「物
品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コ
ンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契
約の種類「物品の借入れ」の登録種目「20-02 コンピ
ュータ機器以外の機械器具」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件
入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項
を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札
説明書による。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日において
も、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札
参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 次に掲げる事項を証明した者であること。

ア 納入しようとする物品が、入札説明書及び仕様書に定め
る特質等を有すること。

イ 本市が必要とする物品を確実に納入できること。

ウ 納入しようとする物品に係る迅速なメンテナンスを本市
の求めに応じて提供できること。

エ 納入しようとする物品が入札説明書及び仕様書に示した
銘柄以外であるときは、当該物品が例示物品と同等以上の
機能及び性能を有すること。

(6) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)
のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」
→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」
→「カテゴリ検索 入札・見積り情報」→「リース 一般
競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。ただし、こ
れにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含
む。)は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成29年2月16日(木)までの日
(広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日
を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 082-504-2467(直通)

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先
前記(1)イに同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用した入札書の送信により提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）することができる。

イ 入札書の提出期間等

(7) 電子入札システムによる場合の提出期間

平成29年2月15日（水）の午前8時30分から午後5時まで及び同月16日（木）の午前8時30分から午後3時まで

(i) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 前記(7)に同じ。

b 提出場所 前記(1)イに同じ。

(ii) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から平成28年2月16日（木）午後3時まで（必着）

b 提出先 前記(1)イに同じ。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年2月17日（金）午後3時

イ 場所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市役所北庁舎5階第1会議室

4 落札者の決定

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第2条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（年額相当額の5パーセント）の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記2に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を平成28年2月3日（金）までに前記3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 前記1(5)の予定価格を上回る額の入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。また、本市は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
前記2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時において、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature of quantity of the products to be rent:
5-Axis Vertical Machining Center at the Practice Room of Hiroshima City Technical High School
1 set
- (2) Fulfillment period:
From August 1, 2017 through July 31, 2024
- (3) Fulfillment place:
Hiroshima City Technical High School
1-18 Higashi-honuracho, Minami-ku, Hiroshima city
- (4) Time limit for tender submission:
3:00 PM, Thursday, January 16, 2017
- (5) Contact information for the notice:
School Affairs Division,
School Education Department,
Executive Office,
Municipal Board of Education,
The City of Hiroshima
4-21 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku,
Hiroshima City 730-8586 Japan
TEL 082-504-2467

資格

競争入札参加者の資格に関する公告

平成29年1月6日

平成29年度において、広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随時受付）の手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井一實
広島市水道事業管理者 野津山宏

- 1 契約の種類及び登録種目
別表のとおり。
- 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合にあっては、その許可、認可等を受けている者であること。
- (5) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 申請の時期等

(1) 申請の時期

ア 受付期間

随時に受け付ける。

ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請の場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

(3) 申請書等の交付方法

広島市のホームページに掲載する。

4 申請方法等

(1) 申請方法

申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

(2) 申請書等の提出書類

ア 平成29・30・31年競争入札参加資格審査申請書（物品関係）

イ 契約実績調査票（物品関係）

ウ 取扱業務調査票（施設維持管理業務を除く役務に申請する場合）

エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

カ 印鑑証明書

- キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し
- ケ 財務諸表等（個人の場合、確定申告書等）
- コ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほか次に次に掲げる書類
 - (ア) 定款
 - (イ) 組合員名簿
 - (ウ) 役員名簿
 - (エ) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）
 - (オ) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）
 - (カ) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）
- サ その他市長が必要と認める書類
- (3) 申請書等の提出書類において用いる言語等
 - ア 申請書については、日本語を用いるものとする。
その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準

競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。
- 6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。
- 7 競争入札参加資格の有効期間

資格が決定された時から平成31年12月31日までとする。

当該資格は、広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあつては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあつては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。

なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があつた場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。
- 8 その他

競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。

- 別表
- 【契約の種類及び登録種目】
- 1 物品の売買、修繕及び製造の請負
 - (1) 印刷・写真・広告
 - 一般印刷、軽印刷、封筒、写真、複写、広告・看板、その他
 - (2) 事務用品
 - 文具、事務用機器、紙、印章、その他
 - (3) 機械器具
 - 医療用器械器具、計測・理学機械器具、家電・視聴覚機器、工作用機械器具、産業用機械器具、厨房機械器具、消防機械器具、その他
 - (4) 車両・船舶・航空機
 - 自動車、二輪・雑車、自動車部品、自動車修理、船舶・航空機、その他
 - (5) 家具・装飾
 - スチール家具、木工家具、建具・畳、装飾・寝具、その他
 - (6) 縫製
 - 衣料品、皮革・ゴム・ビニール製品、帆布、その他
 - (7) 薬品
 - 医療用薬品、防疫・農業用薬品、工業薬品、その他
 - (8) 燃料
 - 石油製品、ガス・固体燃料、その他
 - (9) 教育用品
 - 学校教材具、図書、運動具、楽器、その他
 - (10) 建材
 - 土石・二次製品、セメント・二次製品、木材、鉄鋼、樹脂・ガラス、塗料、その他
 - (11) 動植物
 - 動物・植物、その他
 - (12) 食品
 - (13) 雑貨・百貨
 - 時計・装身具、記念品、娯楽用品、荒物・雑貨、百貨店・総合商社、その他
 - (14) 不用品の売払い
 - (15) その他
 - (16) 電力供給
 - 2 物品の借入れ
 - (1) コンピュータ機器・システム
 - (2) コンピュータ機器以外の機械器具
 - (3) 車両・船舶
 - (4) 仮設建物（物品に限る。）
 - (5) 家具・装飾
 - (6) 園芸用品
 - (7) その他
 - 3 役務の提供
 - (1) 検査・測定
 - (2) 調査・研究
 - (3) 計画策定
 - (4) 広報・宣伝
 - (5) 催事・展示

- (6) 情報処理（コンピュータ関連）
- (7) 建物附属設備・機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理
- (8) 機械器具（建物附属設備、機械設備を除く。）の保守点検
- (9) 道路・公園等の維持管理
- (10) 河川・下水道等の維持管理
- (11) 運送・保管
- (12) 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検
- (13) クリーニング
- (14) 司法書士、土地家屋調査士への依頼
- (15) その他

競争入札参加者の資格に関する公告

平成 2 9 年 1 月 6 日

平成 2 9 年度において、広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随時受付）の手続等は、次のとおりです。

広 島 市 長 松 井 一 實
広島市水道事業管理者 野 津 山 宏

- 1 契約の種類及び登録種目
別表 1 のとおり。
- 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後 3 年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人

- その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請の時ににおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 次に掲げる登録種目にあつては、資格審査申請の時ににおいて社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入し、保険料の未納がない者であること（加入義務がある場合）。
 - ア 建築物清掃
 - イ 常駐警備
- (5) 次に掲げる登録種目にあつては、申請に必要な許可・登録等を有している者であること。

登録種目	申請に必要な許可・登録等
建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）（以下「ビル衛生管理法」という。）第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業の登録
建築物空気環境測定	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 8 号の事業の登録
建築物飲料水水質検査	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 8 号の事業の登録
建築物飲料水貯水槽清掃	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 5 号の事業の登録
建築物ねずみこん虫等防除	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 7 号の事業の登録
常駐警備(特定調達契約は除く。)	警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 4 条の認定及び同法第 9 条の届出
機械警備(特定調達契約は除く。)	警備業法第 4 条の認定及び同法第 4 0 条の届出

- (6) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。
- 3 申請の時期等
 - (1) 申請の時期
 - ア 受付期間
随時に受け付ける。
ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる市の休日を除く。
 - イ 受付時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
 - (2) 申請の場所
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市財政局契約部物品契約課
 - (3) 申請書等の交付方法
広島市のホームページに掲載する。
- 4 申請方法等
 - (1) 申請方法
申請書等の提出書類は、前記 3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。
 - (2) 申請書等の提出書類

- ア 平成29・30・31年競争入札参加資格審査申請書(施設維持管理業務)
 - イ 契約実績調査票(施設維持管理業務)
 - ウ 履歴事項全部証明書(法人が申請する場合)
 - エ 身分証明書及び誓約書(個人が申請する場合)
 - オ 印鑑証明書
 - カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し
 - ク 前記2(5)に掲げる許可、認可等の証明書の写し(前記2(5)に掲げる登録種目に申請する場合)
 - ケ 財務諸表等(個人の場合、確定申告書等)
 - コ 技術者資格免許等の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し(「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合)
 - サ 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)及び労働保険(労災保険及び雇用保険)への加入並びに保険料の未納がないことを証する書類の写し(「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合)
 - シ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類
 - (ア) 定款
 - (イ) 組員名簿
 - (ウ) 役員名簿
 - (エ) 官公需適格組合証明書の写し(官公需適格組合が申請する場合)
 - (オ) 官公需共同受注規約(官公需適格組合が申請する場合)
 - (カ) 全組員の財務諸表等(官公需適格組合が申請する場合)
 - ス その他市長が必要と認める書類
- (3) 申請書等の提出書類に用いる言語等
- ア 申請書については、日本語を用いるものとする。
その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準
- 競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。
- 資格を有すると決定された者のうち、登録種目の「建築物清掃」及び「常駐警備」の資格を有する者については、別表2の経営状況等審査事項の審査数値に、別表3の政策的審査事項の審査数値を加算した総合点数により、別表4に掲げる等級に区分する。
- 6 資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、文書(郵送)により通知する。
- 7 競争入札参加資格の有効期間

資格が決定された時から平成31年12月31日までとする。

当該資格は、広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあつては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあつては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。

なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があつた場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

8 その他

競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。

別表1

【契約の種類及び登録種目】

施設維持管理業務

- (1) 建築物清掃
- (2) 建築物空気環境測定
- (3) 建築物飲料水水質検査
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃
- (5) 建築物ねずみこん虫等防除
- (6) 常駐警備(特定調達契約は除く。)
- (7) 冷暖房設備等の運転管理(常駐)
- (8) 自家用電気工作物の保守点検
- (9) 消防用設備の保守点検
- (10) 電話交換
- (11) 機械警備(特定調達契約は除く。)

別表2

経営状況等審査事項

【審査事項及び審査数値】

1 建築物清掃(特定調達契約)

[掲載順序: 項目、審査基準、審査数値]

- (1) 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高

5億円以上	: 40点
3億円以上5億円未満	: 32点
1億円以上3億円未満	: 24点
5千万円以上1億円未満	: 16点
5千万円未満	: 8点
売上なしの場合	: 0点
- (2) 自己資本額

2億円以上	: 10点
1億円以上2億円未満	: 8点
5千万円以上1億円未満	: 6点
1千万円以上5千万円未満	: 4点
1千万円未満	: 2点

<p>マイナスの場合 : 0点</p> <p>(3) 流動比率</p> <p>200%以上 : 10点</p> <p>150%以上200%未満 : 8点</p> <p>100%以上150%未満 : 6点</p> <p>50%以上100%未満 : 4点</p> <p>50%未満 : 2点</p> <p>(4) 営業年数</p> <p>30年以上 : 10点</p> <p>20年以上30年未満 : 8点</p> <p>10年以上20年未満 : 6点</p> <p>5年以上10年未満 : 4点</p> <p>5年未満 : 2点</p> <p>(5) 従業員数</p> <p>500人以上 : 10点</p> <p>300人以上500人未満 : 8点</p> <p>100人以上300人未満 : 6点</p> <p>50人以上100人未満 : 4点</p> <p>50人未満 : 2点</p> <p>(6) 会社全体の有資格者数</p> <p>15人以上 : 20点</p> <p>10人以上15人未満 : 16点</p> <p>5人以上10人未満 : 12点</p> <p>3人以上5人未満 : 8点</p> <p>3人未満 : 4点</p> <p>(7) 指名停止等の状況</p> <p>指名停止及び資格取消期間(1か月当たり) : -0.7点</p> <p>※1 流動比率の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動資産(分子)が「0」の場合は、審査数値は0点とする。 流動負債(分母)が「0」の場合は、審査数値は10点とする。 流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。 <p>※2 指名停止等の期間の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。 期間に1か月に満たない端数(日数)がある場合は、当該端数を切り捨てる。 <p>2 建築物清掃及び常駐警備(ともに特定調達契約は除く。)</p> <p>[掲載順序: 項目, 審査基準, 審査数値]</p> <p>(1)ア 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高</p> <p>5億円以上 : 15点</p> <p>3億円以上5億円未満 : 12点</p> <p>1億円以上3億円未満 : 9点</p> <p>5千万円以上1億円未満 : 6点</p> <p>5千万円未満 : 3点</p> <p>売上なしの場合 : 0点</p> <p>イ 当該種目における過去2年間の広島市内の平均売上高</p> <p>3億円以上 : 25点</p> <p>2億円以上3億円未満 : 20点</p>	<p>1億円以上2億円未満 : 15点</p> <p>5千万円以上1億円未満 : 10点</p> <p>5千万円未満 : 5点</p> <p>売上なしの場合 : 0点</p> <p>(2) 自己資本額</p> <p>2億円以上 : 10点</p> <p>1億円以上2億円未満 : 8点</p> <p>5千万円以上1億円未満 : 6点</p> <p>1千万円以上5千万円未満 : 4点</p> <p>1千万円未満 : 2点</p> <p>マイナスの場合 : 0点</p> <p>(3) 流動比率</p> <p>200%以上 : 10点</p> <p>150%以上200%未満 : 8点</p> <p>100%以上150%未満 : 6点</p> <p>50%以上100%未満 : 4点</p> <p>50%未満 : 2点</p> <p>(4) 営業年数</p> <p>30年以上 : 10点</p> <p>20年以上30年未満 : 8点</p> <p>10年以上20年未満 : 6点</p> <p>5年以上10年未満 : 4点</p> <p>5年未満 : 2点</p> <p>(5) 従業員数</p> <p>500人以上 : 10点</p> <p>300人以上500人未満 : 8点</p> <p>100人以上300人未満 : 6点</p> <p>50人以上100人未満 : 4点</p> <p>50人未満 : 2点</p> <p>(6) 広島市内の有資格者数</p> <p>15人以上 : 20点</p> <p>10人以上15人未満 : 16点</p> <p>5人以上10人未満 : 12点</p> <p>3人以上5人未満 : 8点</p> <p>3人未満 : 4点</p> <p>(7) 指名停止等の状況</p> <p>指名停止及び資格取消期間(1か月当たり) : -0.7点</p> <p>※1 流動比率の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動資産(分子)が「0」の場合は、審査数値は0点とする。 流動負債(分母)が「0」の場合は、審査数値は10点とする。 流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。 <p>※2 指名停止等の期間の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。 期間に1か月に満たない端数(日数)がある場合は、当該端数を切り捨てる。
---	---

政策的審査事項

1 ISO9001の取得状況

申請者が、基準日においてISO9001を認証取得している（ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限る。）。 : 1点

2 ISO14001若しくはISO14005の取得状況、又はエコアクション21の取得状況

申請者が、基準日においてISO14001若しくはISO14005を認証取得している。又はエコアクション21の認証・登録を受けている（ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得又は認証・登録しているものに限る。）。 : 1点

3 障害者雇用の状況

申請者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に基づく報告義務のある場合は基準日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は、基準日現在において、

- (1) 障害者雇用率2%以上 : 1点
- (2) 障害者雇用率4%以上 : 2点

なお、障害者雇用率は全て障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。

4 子育て支援の取組状況

申請者が基準日において、以下のいずれか1つでも当てはまる。 : 1点

(1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。（労働者100人以下の事業所に限る。）又は同法第13条認定（労働者101人以上の事業所）されている場合

(2) 基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている。
ア 内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」（旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」）（申請者が法人の場合、その代表者がこの賞を受賞している場合を含む。）

イ 広島市安全なまちづくり功労表彰

5 男女共同参画の取組状況

申請者が基準日において、基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている。 : 1点

(1) 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞、女性のチャレンジ賞特別部門賞（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。）

(2) 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰

(3) 広島市男女共同参画推進事業所表彰

6 女性の職業生活における活躍の推進への取組状況

申請者が基準日において、次のいずれかに当てはまる。 : 1点

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策

定し、届け出ている（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者）。

(2) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定を受けている場合（常時雇用する労働者の数が301人以上の事業者）。

7 青少年の雇用の促進等への取組状況

申請者が、基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合 : 1点

8 広島市内在住の失業者の雇用状況

基準日前3年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員（雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除く。）として採用し、基準日現在、継続的に雇用している場合 : 1点

9 生活困窮者就労訓練事業への取組状況

申請者が、基準日において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第1項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている。 : 1点

10 若者の就業支援への取組状況

申請者が、基準日前3年以内に、次のいずれかに当てはまる。 : 1点

(1) 地域若者サポートステーション事業実施要綱に基づく地域若者サポートステーション事業（厚生労働省が行う事業）として、市内に居住する若者無業者等を対象とした職場見学・就業体験を実施している場合

(2) 中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）が実施するインターンシップを、1回以上受け入れている場合

11 暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況

申請事業者が、申請日において公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合 : 1点

12 消防団活動への協力状況

申請者が、基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている場合 : 1点

13 まちの美化活動への取組状況

次のいずれかの場合 : 1点

(1) 基準日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受賞している場合

(2) 基準日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績がある場合

(3) 基準日前1年以内に、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績を有している場合

14 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況

基準日において、花と緑の広島づくりネットワークに現に登録しており、かつ、次のいずれかに該当する場合 : 1点

- (1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して地域における花壇づくりに取り組んでいる場合
- (2) 「広島市グリーンパートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、花壇の維持管理を行っている場合
- (3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持管理活動を行っている場合

別表4

【等級及び等級に対応する予定価格】

1 建築物清掃

[掲載順序：等級区分、審査数値総合点数、予定価格]

- A：70点以上 : 1,200万円以上
- B：50点以上70点未満 : 300万円以上1,200万円未満
- C：50点未満 : 300万円未満

2 常駐警備(特定調達契約は除く。)

[掲載順序：等級区分、審査数値総合点数、予定価格]

- A：70点以上 : 1,700万円以上
- B：50点以上70点未満 : 900万円以上1,700万円未満
- C：50点未満 : 900万円未満

その他

苦情処理に関する公表

平成29年1月6日

政府調達に係る苦情処理の受付及び処理の状況について、次のとおり公表します。

広島市長 松井 一 實

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、政府調達に係る苦情の受付はなかった。